

# ひぬまスポーツCOM 規 約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは、「ひぬまスポーツCOM」と称し、以下「クラブ」という。

(事務局)

第2条 本クラブは、所在地を茨城県東茨城郡茨城町上石崎3991-1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは、設立の趣意、及び基本理念に基づき、会員および地域住民の生涯スポーツ活動の振興を図り、健全な心身の保持増進をめざし、その事業を通じて豊かな明るい地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツスクール、スポーツサークルの支援
- (2) 各種教室の開催
- (3) 各種大会・イベントの開催
- (4) 各種研修会・講習会等の開催
- (5) スポーツ指導者育成
- (6) 健康体力相談の開催
- (7) クラブ・地域活動に関する広報
- (8) その他、本クラブの目的達成のため必要なスポーツ・文化活動

## 第3章 会 員

(クラブの構成)

第5条 クラブは次の者をもって構成する。

- (1) クラブ会員、クラブの事業に参加する者。
- (2) 登録指導者、クラブの事業に参加し、指導者として事業を援助できる者。

(会員の資質)

第6条 会員は、いつもクラブの理念に基づき、より民主的な方法でクラブ運営に関わり、その情報は、いつも地域に公開されるものとする。

- 2 会員は、いつもクラブの理念に基づき、クラブライフを楽しむものとし、個々の資質の

向上を図り、高い倫理感のもとで地域の一員として誇りを持ち、すべてに貢献するものとする。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、次の事項のほかは、特に条件を定めない。

- (1) クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) クラブの定める諸規定を遵守するものであること。

#### (会費)

第8条 会員は、本クラブが別に定める会費を納入するものとする。

#### (会費の不返還)

第9条 既納の会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

#### (会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 入会時の諸規定に反し、除名されたとき。

#### (退会)

第11条 会員は、所定の手続きに従い、退会届を提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第12条 本クラブは、第6条の規定に反した会員に対して、運営委員会の決議を経て除名することができる。

## 第4章 組 織

#### (役員)

第13条 本クラブに次の役員を置く。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 会長     | 1 名 |
| (2) 副会長    | 若干名 |
| (3) 理事長    | 1 名 |
| (4) 理事     | 若干名 |
| (5) 監査委員   | 若干名 |
| (6) 顧問、相談役 | 若干名 |

#### (役員を選任及び任期)

第14条 役員を選任及び任期は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長は、運営委員会において選出する。
- (2) 理事長は、運営委員会において理事の互選により選出する。
- (3) 理事は、クラブ会員より選出する。
- (4) 監事は、理事会において選出し会長が委嘱する。
- (5) 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- (6) 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 会長は、本クラブを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、運営委員会の議決に基づき、クラブ事業の執行を統括する。
- 4 会長、副会長、理事は、運営委員会を構成し、会務を執行する。
- 5 監査委員は、会計を監査する。

第5章 会 議

(会議)

第16条 クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門部会
- (4) その他クラブ運営に関する会議

(総会)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議及び、承認・決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 役員に関すること。
- (5) その他、本クラブの運営に関し重要な事項

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。また、賛否同数の場合は、議長が決するところによる。

(票決権)

第18条 総会における議決の行使ができるものは、会員であり当該年度の期首に満20歳に達したものとする。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、会長、副会長、理事長、理事をもって構成する。

2 運営委員会は、本規約に定めるもののほか、次に掲げる事項について審議し、及び決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 運営委員会は、会長が招集する。

(専門部会)

第20条 専門部会は、理事長が委嘱した委員をもって構成する。

2 専門部会として、次の部会を設置し、必要に応じて各種部会を設置することが出来る。

- (1) 財務部会

(事務局)

第21条 クラブの事務業務を処理するため、会長宅に事務局を置く。

2 事務局の業務は、理事長がその責務を負う。

- (1) クラブの適切な運営を図るためクラブマネジャーを置く
- (2) 事務局に職員を置くことが出来る
- 3 前項の職員は、会長が任命し、クラブの事務を掌握する。

## 第6章 会 計

(会計)

第22条 クラブの会計は、以下のものをもって編成する。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 国、県、町、財団等、からの補助金
- (4) 寄付金、協賛金、賛助金
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第23条 クラブの会計は事務局が行い、理事長が管理する。

2 クラブの会計は、事業会計に適用される各法律に掲げる原則に従うものとする。

(予算及び決算)

第24条 本クラブの会計は、監査をへて、総会の議決及び承認を得なければならない。

(会計及び事業年度)

第25条 本クラブの会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事故の責任

(事故の責任)

第26条 会員は、本クラブの活動に際し、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任に於いて活動するものとする。

(保険の加入)

第27条 会員は、スポーツ保険に加入しなければならない。本クラブはその活動によって生じた傷害については、スポーツ保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

## 第8章 細 則

(細則)

第28条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める。

(付則)

(1) この規約は、平成23年2月11日から施行する。